

株式会社 日本政策金融公庫 御中

住 所
商号又は法人名
申込人又は代表者名

創業特例・雇用拡大計画書

1 事業の内容

業 種	
-----	--

2 雇用を拡大するための取組み

雇用の拡大を図るため、次の取組み（次表の「レ」印を付けたもの）を行います。

取組事項（注）	具体的内容（注）
☐ 業務面	☐ 販路拡大 ☐ 新市場進出 ☐ 研究開発 ☐ その他（ ）
☐ 財務面	☐ 経費削減 ☐ 製造コスト削減 ☐ 借入金削減 ☐ その他（ ）
☐ その他	☐ （ ）

（注）「取組事項」及び「具体的内容」にそれぞれ、一つ以上「レ」印を付けてください。

3 雇用の拡大の効果

次表のとおり雇用の拡大を図ります。

借入申込日時点の従業員（注1）数	融資日からおおむね6ヵ月後の従業員数（注2）
名	借入申込日時点の従業員数から（ ）名増加

（注1）従業員とは、常時使用する従業員（3ヵ月以上の期間を定めて継続雇用されている方）をいいます。ただし、次に掲げる方を除きます。

- 1 法人企業の役員
- 2 個人企業の事業主及び家族従業員
- 3 新聞販売業、ビル清掃業等のアルバイトや短時間勤務者
- 4 水産加工業、土建業等にみられる季節工事期間に限り雇用される労務者

（注2）借入申込日時点において、これから創業される方や従業員がいない方であっても雇用の拡大を図る場合は、対象となります。

4 その他

☐ 下記記載事項を確認し、理解しました。

本計画書に基づき、公庫から創業支援貸付利率特例制度（注）を適用して融資を受けた場合は、次の遵守事項を遵守します。

（注）本特例制度は、次の遵守事項を遵守することで、利率が低減される特例制度です。

【遵守事項】

- （1）融資日からおおむね6ヵ月後において、常時使用する従業員数が借入申込日時点から増加していること。
- （2）前（1）の遵守事項を遵守したことについて、公庫からの請求により、直ちに報告し、また、調査に必要な便益を提供すること。
- （3）前（1）の遵守事項に違反した場合は、直ちに公庫に届け出ること。
- （4）原則として、融資日からおおむね6ヵ月を経過するまでは繰上償還することができないこと。

（令和4年2月）